（法第十六条の内閣府令で定める要件）

第十八条　法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　常時雇用する従業員の数が二人以上であること。

二　認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第三号ロに規定する事業を専ら行う株式会社であること。

三　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であること。

四　株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

六　次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ　発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1)　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2)　当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3)　当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ　イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

七　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

八　個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（以下「株式投資契約」という。）を締結する株式会社であること。

九　当該認定地域再生計画に係る次条第八項の特定会社であって同条第六項の有効期間が満了していないものがない場合において、法第十六条の規定による確認を受けようとする株式会社であること。

十　次条第八項の特定会社であって同条第六項の有効期間が満了していないものの全国における数が五十未満である場合において、法第十六条の規定による確認を受けようとする株式会社であること。

（認定地方公共団体の確認に係る手続等）

第十九条　確認（法第十六条に規定する確認をいう。第二十一条第八項及び第九項を除き、以下同じ。）を受けようとする会社は、別記様式第七による申請書に、当該株式会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体（法第八条に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された株式会社にあっては、その設立時における財産目録）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四　申請の日における株主名簿

五　常時雇用する従業員数を証する書類

六　組織図

七　前条第一号から第八号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第八による宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

3　認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、同項の会社が前条第十号に掲げる要件に該当するかどうかについて内閣総理大臣に確認を求めるものとする。

4　認定地方公共団体は、第二項の確認をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するものとする。

5　認定地方公共団体は、確認をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。

6　認定地方公共団体は、第四項の規定による確認書の交付に際し、確認の日から起算して三年を超えない範囲内において有効期間を付するものとする。

7　前項の有効期間は、確認に係る特定地域再生事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

8　第四項の規定により確認書の交付を受けた会社（以下「特定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

9　認定地方公共団体は、第二項の確認を受けた特定会社について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

10　認定地方公共団体は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式十一により当該確認を受けていた特定会社に対してその旨を通知するものとする。

11　認定地方公共団体は、確認をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

12　認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

13　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、特定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。